構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

神奈川県茅ヶ崎市

2 構造改革特別区域の名称

茅ヶ崎市地域情報化推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

茅ヶ崎市

4 構造改革特別区域の特性

本市は、神奈川県中南部「湘南」の中央に位置し、東京からは西に50キロの距離にあり、南は相模湾に面し、海岸線から北に向かって平野・丘陵地が続いている。気候は四季を通じて温暖で、古くから別荘地・保養地として親しまれてきた。近年は交通至便なベッドタウンとして発展を遂げている。しかしながら、平成12年国勢調査によると他市町村への通勤・通学人口が、73,488人であるのに比べ、他市町村からの通勤・通学人口が22,506人であり、人口に占める10代、20代の割合が約24%に上ることから、昼間人口における若年者の流出が伺える。

また、本市の商業は、平成14年6月1日現在、小売店数1,530件、売り場面積179,522㎡、年間販売額172,441百万円、購買力指数は0.77で購買力流出都市となっている。さらに、本市の工業は、平成14年12月末現在、全事業所数174件、従業員数7891人で、1事業所当たり従業員数46人となっており、業種は一般機械(34.0%)、食料(14.3%)、電機(13.0%)、化学(7.4%)等を中心に構成されている。

事業所数、従業員数ともに平成10年から減少の一途をたどっており、近年では、工場等の撤退も相次ぎ、産業の空洞化を防ぐためにも企業誘致が必要となっている。商工業の振興については、長引く景気低迷のなか、産業の活性化及び雇用の創出を図るため、産業雇用政策の推進体制を充実するとともに、平成15年度より、施策検討会等において地域経済支援のための施策について庁内横断的に検討を進めている。さらに、現在策定を進め

ている茅ヶ崎市新総合計画後期基本計画における実施計画(平成17年度から19年度)の重点項目のひとつである「産業の活性化と雇用の創出」においても、「少子・高齢化社会の進行や高度情報化社会の進展に対応した産業の育成その他、市内の経済・雇用の活性化を図るための事業」を実施するとしており、創業者の発掘と育成、産学連携による研究・技術開発、既存産業の高度化、空ビルや空室または工場撤退跡地への企業誘致等の実現を目指している。

高度情報化社会を迎え、商工業をはじめとする民間企業では、システム導入やネットワーク構築等IT整備の必要性が高まっており、今後ますます発展するIT経営・導入を着実に実行できる人材を育成することによる、産業の活性化、雇用の拡大が急務となっている。このため、本市は、平成13年3月に「茅ヶ崎市地域情報化基本計画」、平成14年8月に「茅ヶ崎市電子市役所推進計画」により、急速に進展する高度情報化社会、いわゆるIT社会への対応と、市民と行政との相互理解や効果的かつ効率的な行政施策の展開など、まちづくりを情報化の視点から捉え、情報化の総合的かつ計画的な推進を図っている。社会や暮らし、経済活動に情報化が深くかかわっている現在では、地域の情報化と電子市役所の推進のため、市民の情報利活用能力(リテラシー)の向上を図ることが不可欠である。

5 構造改革特別区域計画の意義

コンピュータによる情報のデジタル化と、コンピュータが通信と結びついた情報メディアに特徴付けられた高度情報化社会は、産業、社会、家庭の情報化等をもたらしている。平成13年1月にIT戦略本部が打ち出した、世界最先端のIT国家の実現を目指す国家戦略である「e‐Japan戦略」では、すべての国民がITを活用し、その恩恵を最大限に享受できる知識創発社会の実現のために、市場原理に基づいた環境の整備を進めるとしている。具体的には、超高速ネットワークのインフラ整備や競争の促進、電子商取引の推進、電子政府の実現、人材の育成強化などが盛り込まれている。

このうち、電子政府の実現については、本市においても平成14年8月に策定した「茅ヶ崎市電子市役所推進計画」により「電子自治体の実現」を推進し、基盤整備を進めている。また、インターネットバンキング(オンラインバンキング)や電子マネーの流通等による電子商取引については、企業のIT化が進展することが求められている。そして、特に「e-Japan重点計画-2003」では、重点政策5分野のうちの1つとして、人材の育成並びに教育及び学習の振興を掲げており、国際競争力の向上を支えるIT分野の技術者、研究者などの専門家の育成・確保を図り、また、ITの利活用により全ての人々が知的満足の享受や新たな価値の創造ができるような環境を醸成することは、活力あるIT社会を実現するための基盤として不可欠であるとしている。

このような状況から本市では、「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験 の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を適用し、地域の情報化に貢献する人材 の育成、輩出等を目指すとともに、地域産業の活性化を図るものである。

また、講座を開設する大学と連携し、聴講生制度の充実を図ることで、市内在勤者や市 民の講座受講、資格取得が進み、企業の情報化、市民の情報利活用能力(リテラシー)の 向上が期待できると考えている。

なお、情報化社会の急速な進展により、IT関連カリキュラムを重点的に構築する教育機関等も今後増加すると考えられ、この事業の成果は、地域活性化のみならず、将来的に全国的な構造改革へと波及しうるものとして期待される。

6 構造改革特別区域計画の目標

1 市民の情報リテラシー能力の向上と地域情報化のための人材育成

本市では、情報との共生による便利で住みやすいまちづくりを推進することを目指し、地域の情報化を総合的かつ計画的に進めるために、「茅ヶ崎市地域情報化基本計画」を推進している。この計画では、「市民に開かれたネットワーク」「便利で住みよいまちをつくるネットワーク」「主体的に市民が関わるネットワーク」を基本的考え方としており、その実現のためには、市民のパソコン、インターネットの利活用能力(リテラシー)の向上や市民の情報活用の牽引役となる人材育成が欠かせない。そこで、今回の構造改革特区による特例措置を地域情報化推進のために必要となるこれらの要素実現のためのひとつの要因として捉え、次の取り組みを推進していく。

聴講生制度の充実

年2回開講される初級システムアドミニストレータ講座において、将来1講座 あたり20~30名の聴講生を受け入れる計画をしている。これにより、資格取 得費用の軽減、都心部にある学校に通うことなく講座を受けることができるとい う利便性も図られ、意欲ある市民がこの枠を利用することにより、自ら情報利活 用能力(リテラシー)を高めていく。

また、市のホームページ等を通じ、聴講生制度の普及啓発に努めるとともに、 資格取得者自身が発展的に情報分野における能力開発を行える環境づくりを考慮 しながら、大学と連携した制度・講座内容等の充実を検討していく。

資格取得者の能力活用

聴講生制度等により自ら情報利活用能力(リテラシー)を高めた市民が、地域情報化を牽引する人材となってもらう。具体的には、インターネットにかかわる講習・研修の講師や情報ボランティアとして情報弱者になりやすい高齢者等に対する支援などを検討する。また、「e-Japan重点計画-2003」のIT活用型教育を見据え、子ども達が情報機器・ネットワーク利活用能力を身に付けるよう、資格取得者によるサポート体制を検討し、子どもから高齢者まで市民全

体のリテラシーの底上げを目指し、情報化による生活向上に資する。

2 情報化活用支援による地域産業の振興

前述の「茅ヶ崎市地域情報化基本計画」では、「情報化を活用した産業振興」を基本目標のひとつとしているが、これに加え、「ちがさき・さわやかプラン(新総合計画後期基本計画 2001~2010)」では、情報化施策の事業のひとつとして、「地域産業の情報ネットワークの構築」を掲げ、「地域産業の情報ネットワークの構築と中小企業向け情報研修などを実施し、地域産業の情報化を支援する」としている。

システムアドミニストレータは、情報技術に関する一定の知識・技能を有し、担当する業務の情報化を利用者の立場から推進していく人材であり、規制の特例措置を講ずる ことにより、目標達成に向けた次の取り組みを推進するものとする。

社会人の資格取得支援

先に述べた聴講生制度を活用し、市内在勤者の資格取得を促進する。急速な IT化の進展に伴う雇用ミスマッチの解消を目指し、商工会議所等と連携をと り、特に今後情報化を必要としている中小企業等に対し、取得費用の軽減、勤 務地との地理的利便性のPRを行い、積極的な活用を促す。

若年者の就業支援等

学生等若年層の資格取得を進めると同時に、若年者就業支援事業(セミナー・無料職業紹介・求人企業合同説明会等)の活用による就職支援、インターンシップによる就業体験等が図られることで、地元企業における IT 化の底上げの早期実現に資する。また、より高度な情報関連スキル修得への動機付けとなり、情報通信産業の経営戦略を持った優秀な人材の供給に資したい。

地域産業の活性化と企業誘致

特例措置による資格取得者で、経営戦略を持ち合わせる人材が、空店舗に対する一定期間の家賃助成制度等を活用することにより、SOHOをはじめとする情報通信産業等の起業・創業が誘発される。既に学部卒業生のなかには起業し、ソフトウエア会社、WEBページ作成会社などで活躍している者もおり、この分野における市内での起業が期待できる。また、市内在勤者の資格取得者とインターンシップを利用した学生による市内企業へのIT化支援をすることにより、企業の競争力強化に貢献していくとともに、本市の持つ「湘南」イメージ資産との相乗効果により、情報通信産業等の誘致への足がかりとする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

1 市民の情報利活用能力(リテラシー)向上と雇用促進

「手紙による市政アンケート(平成12年9月実施)」によると、市民のインターネットの利用意向については、「利用したい」「条件次第では、利用したい」を合わせると61.9%に達している。また、平成13、14年度に実施した茅ヶ崎市IT講習会においては、受講者が8千人を超える等、市民の関心の高さが伺える。こうした意欲ある市民がさらなるステップアップを目指し、聴講生制度を利用することにより、自ら情報利活用能力(リテラシー)を高め、将来的に地域情報化の牽引者となることで、地域全体の情報化に貢献する。また、市民が就業を希望する場合にあっては、職業能力開発として、資格の優位性を発揮し、雇用促進を図られるものである。

2 地域産業の情報化活用による活性化

茅ヶ崎市商工会議所では、社内 L A N構築やインターネットなど、企業の情報化に関する企業からの相談に応じ、パソコン等のネットワーク化により、合理化、省力化を図る企業に指導助言を行っている。本特区推進により、企業の利用者側において、情報技術に関する一定の知識・技能をもち、部門内又はグループ内の情報化をエンドユーザーの立場から推進できる人材が育成されるため、この人材の活用により、企業の情報化が飛躍的に向上し、収益性の改善が期待されるものである。

3 若年者の就業支援と人材のステップアップ

初級システムアドミニストレータは、エンドユーザーコンピューティング(EUC)のスキルであり、情報化の進む現在、企業活動に従事するほとんどの人々にとって必要となっている。このため、学生の在学中の資格取得は、スキルアップと就業支援を両立させる。また、若年者の資格取得を促し、幅広い業務分野で役立ち、企業の情報化のベースとなる本資格から、さらに高度なIT分野の人材養成を導くものであり、地域情報化を担う人材の育成拠点として貢献していくものである。

4 産学官の連携強化

今回の規制緩和による特定事業の積極的な推進により、商工会議所・大学・市の三者の連携強化の契機としたい。具体的には、当該資格等を有した有能な人材を市内の企業に就職してもらうよう、市が大学・企業間との調整(コーディネート)を充実させる。そのことにより、市の総合計画後期基本計画実施計画で実施している、「産業基盤の整備促進(研究型企業やベンチャー企業の立地環境整備)」、「地域と企業の交流促進の支援」等への波及効果が期待される。

5 情報分野におけるコミュニティ間連携の推進

社会人、学生、事業者等、異なる立場の受講者が参集することは、それ自体、意見交換、 知の共有の場として有益なものである。また、インターネットを利用すれば、資格取得後 においても資格取得者同士の情報交換を容易に行うことができる。次の段階として、このような情報交換の場を利用し、商工会議所や市内及び湘南地域で組織されている各種コミュニティと地の利を生かした連携を計ることができれば、市民の情報リテラシー能力の向上、地域産業の情報化、参加者の就業機会の向上等、それぞれの分野での活動の発展を期待することができる。

8 特定事業の名称

- 1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講 座開設事業
- 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連 する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める 事項

なし。

構造改革特別区域計画

- 1 特定事業の名称
 - 1131 修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業
- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

文教大学情報学部 学部長 松原康夫 住所 神奈川県茅ヶ崎市行谷1100

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画 別添参照

修了認定の基準

「初級システムアドミニストレータ講座」の講義回数(16回)のうち3分の2以上出席した受講生について、修了認定に係る試験を受験できる有資格者と定める。有資格者に対し当該試験を実施し、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)の定める合格基準を満たした者について、修了を認定する。

修了認定に係る試験の実施方法

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)が提供する試験問題を使用する。経済産業大臣が告示で定める履修項目に応じた履修計画の修了後に1回、試験を実施する。試験会場は当該講座が実施される場所とする。試験の採点事務は、講座の講義担当者が行う。告示で定めるところにより、講座の修了を認めた者の氏名、生年月日及び試験の結果を独立行政法人情報処理推進機構(IPA)に通知するものとする。

5 当該規制の特例措置の内容

高度情報化社会を迎え、商工業をはじめとする民間企業では、システム 導入やネットワーク構築等IT整備の必要性が高まっており、今後ますま す発展するIT経営・導入を着実に実行できる人材を育成することによる 産業の活性化、雇用の拡大が急務となっている。

社会や暮らし、経済活動に情報化が深くかかわっている現在では、地域の情報化と電子市役所の推進のため、市民の情報利活用能力(リテラシー)の向上を図ることが不可欠である。

このような状況から本市では、「修了者に対する初級システムアドミニストレータ試験の午前試験を免除する講座開設事業」の特例措置を適用し、地域の情報化に貢献する人材の育成、輩出等を目指すとともに、地域産業の活性化を図る。